

芦屋市からの
大切なお知らせ

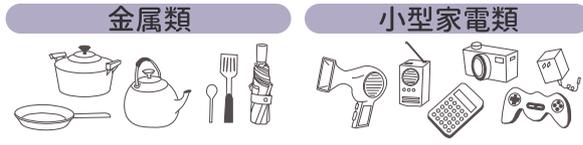
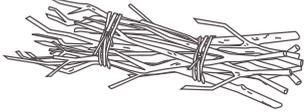
令和5年10月1日から 指定ごみ袋制度が始まります。

ごみの分別を推進するために、
指定ごみ袋制度を導入します。
下記のルールに従って、『燃やすごみ』と『その他燃やさないごみ』は、
指定ごみ袋でごみ出してください。

【お問い合わせはこちら】
環境施設課 0797-32-5391

指定ごみ袋を使ってごみ出しするごみ

(指定ごみ袋でなければ収集されなくなります。)

<p>指定ごみ袋を 使って ごみ出しするごみ</p> 	<p>燃やすごみ</p> <p>生ごみ類 資源にならない紙類</p>  <p>プラスチック類 ゴム・革・衣類</p>  <p>パイプラインも 指定ごみ袋の対象です。</p> 	<p>その他燃やさないごみ</p> <p>金属類 小型家電類</p>  <p>陶磁器類 ガラス類</p>  <p>燃やすごみと燃やさないごみを混同しないためにも、 燃やさないごみを出す際はチェックしてください。</p> <p>「燃やさないごみ 不燃」はチェック <input checked="" type="checkbox"/></p>
	<p>指定ごみ袋を 使わずに ごみ出しできるごみ</p> <p>※燃やすごみと その他燃やさないごみの 例外</p>  <p>■「木・枝」は長さ50cm以内、直径10cm以内に切り、片手で運べる量をひもで束ねてください。袋に入れずに束ねたまま出すことができます。</p> <p>■束ねていない木や、葉は指定ごみ袋で出してください。</p> <p>多量の草木は、植木剪定ごみとなり 家庭ごみステーションには出せません。 収集事業課へお申し込みください。</p> 	<p>危険ごみは、中身の見えるごみ袋に入れてそのごみだけで出してください。</p> <p>発火するごみ 危険なごみ</p> <p>充電式バッテリー・内蔵型電化製品・電池 </p> <p>刃物類・割れた『陶磁器・ガラス』 </p> <p>スプレー缶・卓上ガスボンベ類 </p> <p>硬すぎて支障をきたすごみ </p> <p>ごみ袋に入らない傘・蛍光灯(割れないように工夫して出す)は、そのまま出すことができます。</p> 

注意事項



ガラス対策として指定ごみ袋の中に段ボールを使う。

ガラス対策として指定ごみ袋の中に生ごみを新聞でくるむ。

内袋は使用可能。(必要最低限)

燃やすごみと燃やさないごみを混ぜない。

黒い袋などで全体を隠すのは禁止。

他の袋は使わない。

段ボールに直接入れるのは禁止。

指定ごみ袋を利用していないのが分からないのは禁止。

※1辺が50cmを超える燃やすごみ、1辺が30cmを超えるその他燃やさないごみは、従来どおり粗大ごみとなり、家庭ごみステーションに出すことはできません。

指定ごみ袋を使わなくても良いごみ

資源ごみは今までどおり、指定ごみ袋を使わなくても、
レジ袋等でもごみ出すことができます。

<p>紙資源</p> 	<p>ペットボトル</p> 	<p>缶</p> 	<p>ビン</p> 
---	--	--	--

販売店情報

指定ごみ袋はどこで売ってるの？



チャットボット

ごみの分別が分からない場合はこちらから。



分別の実態

指定ごみ袋の導入理由でもある芦屋市の分別の状況です。



ハンドブック(handbook)

各種ごみのハンドブックはこちらから。



QRコードが読めない場合は、環境施設課 (0797-32-5391) までお問い合わせください。